

## ◆税務情報

### e-Taxの普及に向けた納税環境整備 ～平成19年度税制改正大綱より～

この度の平成19年度税制改正大綱では、国税の電子申告『e-Tax』に関する優遇措置が新たに織り込まれています。具体的には下記のような案が織り込まれています。

#### ①納税者の電子署名が不要に！（税理士が代理申告する場合）

⇒ [平成19年1月4日以後提出分より](#)

→従来、税理士が納税者本人に代わりe-Taxで申告を行う場合には税理士と納税者本人の電子署名が必要でした。

※この他に、納税者本人が来署してe-Taxで申告を行う場合も、その場で本人確認が出来るため電子署名は不要。

#### ②5,000円の税額控除制度の創設！（対象：個人のみ ※法人は対象外）

⇒ [平成20年1月4日以後提出分より](#)

→平成19・20年分の中に電子証明書を取得した個人で、平成19・20年分の確定申告で初めてe-Taxを使用した場合、  
1回に限り控除が適用されます。 ※現状の大綱からは、納税者本人が申告した場合の適用と解釈でき、今後の動きに注目！

#### ③源泉徴収関係書類の電磁的方法による提出の認可（納税者 → 給与支払者）

⇒ [平成19年7月1日以後提出分より](#)

→①納税者の給与所得者の扶養控除等申告書、配偶者控除申告書、保険料控除申告書等の電磁的方法の提出の認可。

※ただし、この適用を受けるためには、給与支払者が事前に税務署長へ申請を行い、承認を受けなければならない。

#### ④医療費の領収書、社会保険料・生命保険料等控除証明書等の添付義務の省略

⇒ [平成20年1月4日以後提出分より](#)

→従来、e-Taxで申告を行った場合、これらの領収書・証明書等は別途郵送にて所轄税務署に送付する必要あり。

※税務署長に確認のために提出が求められる場合があるため、確定申告期限から3年間は保存しておく必要がある。